漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和３９年福井県規則第６１号）第４条第１項第１７号に掲げるあわび漁業につき、福井県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1　許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
あわび漁業	あわび漁業（徒手・磯見漁法）	５３（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：５５）	－	－	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第４７６号　北緯３６度０８分３９．３秒、東経１３６度０４分５９．５秒 （７－ア）　北緯３６度０８分５７．０秒、東経１３６度０４分２９．５秒 基点第４７７号　北緯３６度１３分０４．２秒、東経１３６度０７分３９．０秒 坂井市三国町新保地先新保導流堤突端	１月１日から １２月３１日まで	あわら市 坂井市 福井市 越前町 に住所を置く者
		１７（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：２０）			（１）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第５４１号　北緯３５度４０分４６．４秒、東経１３６度０４分２８．３秒 （１５－イ）　北緯３５度４０分４８．０秒、東経１３６度０４分２８．３秒 （１５－ウ）　北緯３５度４０分４８．１秒、東経１３６度０４分０８．４秒 （１５－コ）　北緯３５度４０分３９．６秒、東経１３６度０４分００．３秒 （１５－サ）　北緯３５度４０分３９．６秒、東経１３６度０４分２１．１秒 （１５－シ）　北緯３５度４０分０７．５秒、東経１３６度０４分２１．１秒 （１５－ス）　北緯３５度４０分０７．５秒、東経１３６度０３分２３．９秒 （１５－セ）　北緯３５度３９分５４．６秒、東経１３６度０３分２６．３秒 （１５－ソ）　北緯３５度３９分４３．１秒、東経１３６度０３分２９．６秒 基点第５４２号　北緯３５度３９分２６．３秒、東経１３６度０３分３１．６秒 （２）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第３０１号　北緯３５度４４分３２．９秒、東経１３６度０１分３４．３秒 基点第３０４号　北緯３５度４４分４０．４秒、東経１３６度０１分４５．１秒 （３）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第５０８号　北緯３５度４５分３９．６秒、東経１３６度００分５８．５秒 （１５－ツ）　北緯３５度４５分４６．４秒、東経１３６度００分５０．４秒 （１５－テ）　北緯３５度４５分４０．６秒、東経１３６度００分３７．４秒 基点第５０９号　北緯３５度４５分３１．６秒、東経１３６度００分４８．１秒 （４）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第１０１２号　北緯３５度４５分１５．３秒、東経１３６度００分３４．０秒 （１５－ト）　北緯３５度４５分２６．３秒、東経１３６度００分２３．９秒 （１５－ナ）　北緯３５度４５分０６．３秒、東経１３５度５９分５１．０秒 基点第１０１３号　北緯３５度４４分５９．２秒、東経１３５度５９分５７．４秒 （５）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第５１１号　北緯３５度４４分２８．２秒、東経１３５度５９分１１．４秒 （１５－ニ）　北緯３５度４４分３２．０秒、東経１３５度５９分０６．２秒 （１５－ヌ）　北緯３５度４４分１４．８秒、東経１３５度５８分４１．５秒 基点第５１２号　北緯３５度４４分０３．３秒、東経１３５度５８分５７．５秒	１月１日から １２月３１日まで	敦賀市に住所を置く者
		１１（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：１０）			（１）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第３１７号　北緯３５度４２分１１．４秒、東経１３５度５８分１６．５秒 （１６－キ）　北緯３５度４２分１１．２秒、東経１３５度５８分０５．３秒 （１６－ク）　北緯３５度４２分０４．３秒、東経１３５度５８分１０．３秒 （１６－ケ）　北緯３５度４１分５０．６秒、東経１３５度５７分５６．３秒 基点第３２０号　北緯３５度４１分６０．０秒、東経１３５度５７分４７．７秒 基点第３２１号　北緯３５度４２分１５．３秒、東経１３５度５８分１８．１秒 基点第３２２号　北緯３５度４２分１５．２秒、東経１３５度５７分５７．９秒 （２）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第１０２号　北緯３５度４２分２４．２秒、東経１３５度５７分５１．７秒 基点第１０４号　北緯３５度４２分２６．９秒、東経１３５度５７分４４．５秒	１月１日から １２月３１日まで	美浜町に住所を置く者
		６（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：７）			小浜港突堤先端および次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 （２６－ソ）　北緯３５度３０分１５．５秒、東経１３５度４４分３０．４秒 （２６－タ）　北緯３５度３０分１７．５秒、東経１３５度４４分２７．７秒 （２６－チ）　北緯３５度３０分２０．８秒、東経１３５度４４分０９．５秒 （２６－ツ）　北緯３５度３０分０４．３秒、東経１３５度４３分５７．３秒 基点第５０４号　北緯３５度２９分５２．３秒、東経１３５度４４分２７．３秒	１月１日から １２月３１日まで	小浜市に住所を置く者
		４２（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：５１）			（１）次の基点第４０４号と基点第４０７号とを結んだ線、基点第４０５号と基点第４０６号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第４０４号　北緯３５度２８分５６．７秒、東経１３５度３７分２８．３秒 基点第４０５号　北緯３５度２８分５９．３秒、東経１３５度３７分２３．２秒 基点第４０６号　北緯３５度２９分２０．５秒、東経１３５度３７分３０．４秒 基点第４０７号　北緯３５度２９分１９．５秒、東経１３５度３７分３６．５秒 （２）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第４０８号　北緯３５度３２分０７．２秒、東経１３５度３９分３３．５秒 （３０－ク）　北緯３５度３２分０７．２秒、東経１３５度３９分４７．４秒 （３０－ケ）　北緯３５度３２分１４．９秒、東経１３５度４０分０３．９秒 （３０－コ）　北緯３５度３２分３６．５秒、東経１３５度３９分５６．５秒 基点第５４５号　北緯３５度３２分４１．７秒、東経１３５度３９分３７．７秒 （３）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第４１０号　北緯３５度３２分４６．１秒、東経１３５度３９分１１．７秒 （３０－サ）　北緯３５度３３分０３．７秒、東経１３５度３８分５９．１秒 （３０－シ）　北緯３５度３３分０２．２秒、東経１３５度３８分２７．１秒 基点第４１１号　北緯３５度３２分３６．１秒、東経１３５度３８分４５．７秒	１月１日から １２月３１日まで	おおい町に住所を置く者
		１３（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：１０）			（１）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第３９７号　北緯３５度３１分１６．７秒、東経１３５度３０分５１．６秒 基点第４０３号　北緯３５度３１分２８．０秒、東経１３５度３０分５４．４秒 （２）次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第２７２号　北緯３５度３１分４３．５秒、東経１３５度３０分０９．７秒 （３８－オ）　北緯３５度３１分４６．１秒、東経１３５度３０分０４．７秒 （３８－カ）　北緯３５度３１分４０．６秒、東経１３５度２９分５３．３秒 （５０－オ）　北緯３５度３１分３０．４秒、東経１３５度２９分４３．６秒 基点第２７５号　北緯３５度３１分２５．７秒、東経１３５度２９分４５．０秒	１月１日から １２月３１日まで	高浜町に漁業の根拠地を有する者